

ヘルパーステーションみわ 運営規程

(指定介護保険事業者番号 2970600199)

(事業の目的)

第1条 医療法人医真会が開設する「ヘルパーステーションみわ」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助、介護等を行う。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、適切なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションみわ
- (2) 所在地 〒633-0001
奈良県桜井市大字三輪 496 番地 1

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 従業員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管 理 者 1名(介護福祉士)
管理者は、事業の運営管理の統括を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令をおこなう。
- (2) サービス提供責任者 3名以上(介護福祉士)
サービス提供責任者は、事業に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の策定などを行う。
- (3) 訪問介護員等
ホームヘルパー(常勤) 3名以上
ホームヘルパー(登録) 4名以上
事務員 1名以上
訪問介護員は、居宅介護計画に基づき、指定居宅介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日・祝日
- (2) 営業時間 午前9：00～午後6：00
- (3) 休業日 年末年始 12月30日～1月3日
夏期休暇 8月14日～8月15日
日曜日は原則、休業日ですが、ご相談に対応させていただきます。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

- ① 身体介護
 - ② 生活援助
- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費については、別表の通りとする。
- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名押印を受ける。
- 4 受領金額については、領収書を発行する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 桜井市(但し、大字倉橋、大字今井谷、大字横柿、大字北山、大字西口、大字多武峰、大字鹿路、大字飯盛塚、大字八井内、大字針道、大字百市、大字南音羽、大字下居、大字北音羽、大字下り尾、大字栗原、大字吉隠を除く)、天理市

(緊急時における対応方法)

第8条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医及び管理者に連絡・報告し、指示に従い早急に対処せねばならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする)を定期的を開催するとともに、その結果について従業

者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理等)

第10条 事業所は従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に対し周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設ける。その為に業務体制の整備をする。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 4 回

- 2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を退職後も保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 利用者へ適正で均質な介護が提供できるように、関係する医療機関、福祉機関、市町村等と緊密な連携をはかるよう努める。
- 7 本事業所は利用者に対する指定居宅介護等の提供、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存する。
- 8 この規定に定める事項の外、運営に関する事項は、医療法人医真会本部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則)

- 1 この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規定の一部を平成15年4月1日改正する。
- 3 平成18年4月1日法の改正。それにより当規定の以下の条文を改正し平成18年10月1日より施行する。
第2条、第5条、第6条、第7条1の(4)、第10条、第11条の3、
第11条の5。
- 4 この規定の一部を平成19年10月1日改正する。
- 5 この規定の一部を平成21年4月1日改正する。
- 6 この規定の一部を平成25年6月26日改正する。
- 7 この規定の一部を平成30年6月1日改正する
- 8 この規定の一部を令和1年9月1日改正する。
- 9 この規定の一部を令和2年6月21日改正する。
- 10 この規定の一部を令和2年12月21日改正する。
- 11 この規定の一部を令和4年3月21日改正する。
- 12 この規定の一部を令和4年4月8日改正する。
- 13 この規定の一部を令和4年5月1日改正する。
※第9条については令和4年6月1日から実施する。
- 14 この規定の一部を令和6年7月1日改正する。

(別表)

・ 交通費

1 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 事業所の実施地域を越える地点から、片道 5 km未満 250 円/月

(2) 事業所の実施地域を越える地点から、片道 10 km未満 300 円/月

(3) 事業所の実施地域を越える地点から、片道 15 km未満 400 円/月

(4) 事業所の実施地域を越える地点から、片道 20 km未満 500 円/月

・ 中山間地域に居住の方は単価の 5%を加算

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

・ キャンセル料

3 当日やむを得ない理由を除き、事業所にキャンセルの連絡なく、利用をキャンセルされた場合、訪問にかかった費用を利用者にキャンセル料としてお支払いいただくこととする。なお、利用者には、キャンセルの際、キャンセル料がかかる事を説明した上、重要事項説明書にも記載することとする。